

特定非営利活動法人 日本咀嚼学会
健康咀嚼指導士認定制度規程

(趣 旨)

第1条 特定非営利活動法人日本咀嚼学会(以下「本会」という。)定款第5条(6)健康咀嚼指導士を認定する事業は、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この規程は、本会の定款に基づき、国民の保健、医療、福祉の向上に貢献するための咀嚼及び健康に関する指導者養成事業の一環として、健康咀嚼指導士認定に係る制度に必要な事項を定めるものである。

(申請要件)

第3条 健康咀嚼指導士の認定を申請できる者は、本会会員並びに非会員にかかわらず、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 健康咀嚼指導士認定研修会の受講を終了し、その認定試験に合格すること
 - (2) 咀嚼及び健康に関連する職種の免許を有する者(歯科衛生士、保健師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、調理師、保育士、介護福祉士、ケアマネージャー、鍼・灸・マッサージ師、学校保健担当者、歯科医師、医師等)、又は大学病院、総合病院、診療所、歯科医院、福祉・介護施設、学校、役所、各種施設等で2年以上の勤務経験を有し、咀嚼及び健康に関連する診療、指導、相談等に当たっていること
- 2 前項の申請要件にかかわらず、本会会員において、本会の咀嚼及び健康に関連する事業(本会が主催する健康咀嚼指導士認定研修会、フォーラムにおける講演、本会学術大会における特別講演、シンポジウム及び学術論文の投稿等)において、指導的活動が顕著に認められ、理事2名連記によって推薦された者

(資格申請)

第4条 健康咀嚼指導士の資格を得ようとする者は、別に定める認定申請書類等の書類一式を、本会に提出しなければならない。

(認定審査及び認定証交付)

第5条 所定の申請手続きを終えた者に対する認定の可否については、健康咀嚼指導士認定・研修委員会において審議し、常任理事会の議を経て、決定する。

- 2 健康咀嚼指導士認定者が本会の名誉会員である者に対しては、理事会の議を経て理事長の承認により、名誉健康咀嚼指導士の資格を与えることができる。

第6条 理事長は、健康咀嚼指導士として認定した者に対して、健康咀嚼指導士の認定証を交付する。

- 2 理事長は、名誉健康咀嚼指導士として認定した者に対して、名誉健康咀嚼指導士の認定証を交付する。

(資格更新)

第7条 健康咀嚼指導士認定者は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第8条 健康咀嚼指導士認定の更新に当たっては、別に定める要件を満たさなければならない。ただし、名誉健康咀嚼指導士においては、更新要件および更新手続きが免除される。

(更新審査及び更新証交付)

第9条 所定の更新手続きを終えた者に対する更新の可否については、健康咀嚼指導士認定・研修委員会において審議し、常任理事会の議を経て、決定する。

第10条 理事長は、本会の健康咀嚼指導士として更新を認定した者に対して、健康咀嚼指導士の更新証を交付する。

(資格喪失)

第11条 健康咀嚼指導士は、次の各号の1つに該当するとき、健康咀嚼指導士認定・研修委員会で審議し、常任理事会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が健康咀嚼指導士の資格を辞退したとき
- (2) 本人が健康咀嚼指導士の資格更新の手続きを行わなかったとき
- (3) 健康咀嚼指導士の更新資格が認定されなかったとき
- (4) 本会が健康咀嚼指導士として不適当と認めたとき

第12条 健康咀嚼指導士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したと当該者から書面による届出に対し、健康咀嚼指導士認定・研修委員会がその申し出を認めた場合、再び健康咀嚼指導士の資格を申請することができるものとする。

(細 則)

第13条 この規程の施行についての細則は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廢)

第14条 この規程の改廢は、健康咀嚼指導士認定・研修委員会の発議により、会則検討委員会の協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会理事会において承認した日(平成 19 年 8 月 24 日)から施行する。
- 2 この規程は、本会理事会において承認した日(平成 21 年 10 月 2 日)から施行する。
- 3 この規程は、本会理事会において承認した日(平成 25 年 10 月 4 日)から施行する。

継承措置

暫定措置として、本規程の施行日から1年を限度として現行の細則も運用できることとし、それ以降は、本規程のもとですべて継承するものとする。

特定非営利活動法人 日本咀嚼学会
健康咀嚼指導士認定に係る施行細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本咀嚼学会(以下「本会」という。)定款及び規程に定めるもののほか、健康咀嚼指導士認定制度の施行に必要な事項を定めるものである。

(申請手続き)

第2条 健康咀嚼指導士認定制度規程(以下「認定制度規程」という。)第3条の申請要件を満たし、健康咀嚼指導士の資格を申請する者は、別に定める認定申請料を納入の上、次の各号に掲げる書類一式を、本会に提出しなければならない。

- (1) 健康咀嚼指導士認定申請書(正本及び副本各一通。いずれにも縦横各5cmの顔写真を添貼付したもの。)
- (2) 履歴書(各種取得免許並びに勤務施設及び勤務年数等を明記)
- (3) 本会が実施した健康咀嚼指導士認定研修会の受講修了書並びに認定試験合格証明書(ともに写)
- (4) 認定制度規程第3条第2項によって申請が認められた者は、前号にかかわらず、理事2名連記による推薦書を添付(各種指導的活動を明記)
- (5) 咀嚼及び健康に関連する職種の免許証又は勤務に係る証明書類(ともに写)
- (6) 認定申請料払込受領証(写)

(更新要件)

第3条 健康咀嚼指導士認定者は、5年ごとの更新手続きを必要とし、更新に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本会会員にあっては、本会の正会員会費を滞りなく納めていること
- (2) 本会非会員にあっては、本会が開催する次に掲げる行事に5年間で、1件以上発表又は参加し、それぞれの証明書類等(写)が提出できること
 - ① 本会学術大会に参加
 - ② 本会主催の講演会又は研修会等に参加
 - ③ その他、健康咀嚼指導士認定・研修委員会が認める学術集会等への参加
- 2 前項(2)の要件にかかわらず、咀嚼及び健康に関して特に功労の著しい健康咀嚼指導士に対しては、健康咀嚼指導士認定・研修委員会及び常任理事会の議を経て、更新要件を免除することができる。

(更新手続き及び更新日)

第4条 前条に掲げた更新要件を満たし、その資格を更新しようとする者は、別に定める更新申請料を納入の上、本会会員にあっては、(1)及び(4)の書類を、本会非会員にあっては、次の各号に掲げる書類一式を、本会に提出しなければならない。

- (1) 健康咀嚼指導士更新申請書
- (2) 第2条の(2)、(3)並びに(5)に係る書類等
- (3) 第3条第1項の(2)に係る参加章等の証明書類(写)
- (4) 更新申請料払込受領証(写)
- 2 更新の申請は、認定失効期日の6か月前から失効時の同年度末までに行わなければならない。
- 3 更新日は、最初に認定された同日とする。

(提出金品の不返還)

第5条 第2条並びに第4条に定めた既納の各種書類並びに各申請料等は、いかなる理由があっても返還しない。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、健康咀嚼指導士認定・研修委員会の発議により、会則検討委員会の協議のうえ、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、本会常任理事会において承認した日(平成19年8月24日)から施行する。
- 2 この細則は、本会常任理事会において承認した日(平成21年10月2日)から施行する。
暫定措置として、本施行細則の施行日から1年を限度として現行の細則も運用できることとする。